

弔慰金の請求に際しては下記ご留意
いただきますようお願いいたします。

- ※ 「弔慰金請求書」にご記入のうえ、埋火葬許可書の写しを添付して提出してください。
- ※ 添付書類は原則として埋火葬許可書の写しですが、何らかの事情で添付できない場合は「死亡診断書の写し」か「戸籍謄本」または「抄本」を添付してください。
- ※ 届出配偶者（配偶者として加入している者、又は、ご夫婦で特別会員であった者）以外のご遺族の方が請求される場合は、亡くなられた方との続柄を証明する書類（戸籍抄本等）を添付（コピー不可、市町村役場が発行したもの）してください。（戸籍抄本等の返却を希望される方には、原本確認終了後にお返ししますので、請求書の備考欄に「戸籍返却希望」等と記入してください。）
- ※ 必ず、請求される方の普通預金銀行口座をご記入ください。
- ※ 請求者のお名前には、必ずフリガナをお願いします。

提出先お問い合わせは

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 Tel088-821-4917
高知県教育委員会事務局教職員・福利課内
一般財団法人 高知県教職員互助会事務局